

① 新型コロナウイルス感染症対応資金 ② 青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金 (金利・保証料補助等あり)のご案内

新型コロナウイルス感染症により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者を支援するため、青森県特別保証融資制度「経営安定化サポート資金」の「災害枠」に①「新型コロナウイルス感染症対応資金」及び②「青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金」を新設しました。

ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に影響を受けており、次の要件を満たすもの。

- ①「新型コロナウイルス感染症対応資金」
【要件】セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受けたもの
- ②「青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金」
【要件】セーフティネット保証5号の認定を受けたもの

ご融資の条件

- 融資限度額 4,000万円(「災害枠」合計) (令和2年6月15日保証申込受付分から)
- 融資利率 年0.9%(固定)
但し、R2.1.28以前に貸付実行された借入金に係る借換については、取扱金融機関所定利率から年0.8%引き下げた利率(固定、下限1.4%～上限1.9%)
- 融資期間 10年以内(うち据置5年以内)
- 担保 無担保(既設定根抵当権を除く)
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要(※1)
(※1)①は、代表者は経営者保証免除対応の一定要件((1)法人・個人分離、(2)資産超過)を満たせば不要(代表者以外の連帯保証人は原則不要)
- 保証料率 ①原則年0.85%(経営者保証免除対応の場合は年1.05%)
②原則年0.86%
- 申込期間 令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ、令和3年5月31日までに融資実行するもの。(但し、令和3年4月1日～5月31日の融資実行分については、令和3年度県予算の成立が前提となります。)

金利・保証料補助等

①新型コロナウイルス感染症対応資金	売上高▲5% セーフティネット保証5号	売上高▲15% 原則、セーフティネット保証4号・危機関連保証
個人事業主(小規模(※2))	保証料ゼロ・金利(3年間(※4))ゼロ	
小・中規模事業者(上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利(3年間(※4))ゼロ
②青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金(※3)	売上高▲5%～▲15%未満 セーフティネット保証5号	(※2)小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))を主たる事業とする事業者については5人以下のもの。 (※3)②の借換はR2.1.29～制度開始前の既往借入金に限る。
小・中規模事業者 (個人事業主(小規模)除く)	保証料ゼロ・金利(3年間(※4))ゼロ	

その他 (※4)・条件変更に伴い生じる追加の利息及び保証料は事業者の負担となります。
・貸付から3年以内に代位弁済となる場合は、金利補助は期限の利益喪失日をもって打ち切りとなります。

- ・融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
- ・ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。
- ・セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証の適用を受けるには、市町村による認定が必要です。

- 取扱金融機関 県内に本店若しくは支店を有する金融機関
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354(保証業務課)
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP : <https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marutei.html>

よくあるお問合せ



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



申込み受付期間は？

令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ、令和3年5月31日までに融資実行するものが対象となります。当資金の活用を検討されている場合はお取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。(但し、令和3年4月1日～5月31日の融資実行分については、令和3年度県予算の成立が前提となります。)



申請に必要な情報を教えてください。

- ① 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度申込書
- ② 市町村認定書(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ③ 金融機関必要書類
- ④ 保証協会必要書類

※詳細については、各金融機関へご相談ください。



申込先はどこになりますか？

まずはお取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。